

国民健康保険税 税率・税額、課税限度額及び減額判定所得基準の変更

問 国保年金課国保係 ☎95-9891

市では、医療費増加などによる財源不足に対応するため、また国の制度改正に合わせ、2023年度の税率・税額、課税限度額及び減額判定所得基準を下表のとおり変更します。

▼税率・税額・課税限度額表

区分		改正後	改正前
医療分	所得割額算定税率	6.0%	5.7%
	被保険者均等割額 (未就学児分)	26,700円 (13,350円)	24,600円 (12,300円)
	世帯別平等割額	18,000円	17,600円
	課税限度額	65万円	
後期分	所得割額算定税率	2.0%	1.9%
	被保険者均等割額 (未就学児分)	9,700円 (4,850円)	9,500円 (4,750円)
	世帯別平等割額	6,600円	
	課税限度額	22万円	20万円
介護分	所得割額算定税率	1.8%	1.5%
	被保険者均等割額	10,600円	9,300円
	世帯別平等割額	5,400円	4,800円
	課税限度額	17万円	

▼減額判定所得基準表

区分		税額判定所得基準額
5割減額 対象世帯	改正後	43万円 + (給与所得者等数 - 1) × 10万円 + (29万円 × 世帯の被保険者等数)
	改正前	43万円 + (給与所得者等数 - 1) × 10万円 + (28万5,000円 × 世帯の被保険者等数)
2割減額 対象世帯	改正後	43万円 + (給与所得者等数 - 1) × 10万円 + (53万5,000円 × 世帯の被保険者等数)
	改正前	43万円 + (給与所得者等数 - 1) × 10万円 + (52万円 × 世帯の被保険者等数)

療養費の申請

問 国保年金課国保係 ☎95-9891

以下の場合、いったん全額自己負担となりますが、申請により自己負担分を除いた額が払い戻される場合があります。療養費の申請期限は、医療費などを支払った日の翌日から2年以内です。

療養費が申請できる場合	申請に必要なもの
事故や急病で、やむを得ず保険証を持たずに診療を受けたとき	領収書、診療内容の明細書、保険証、口座の分かるもの
医師が治療上必要と認めた、コルセットなどの補装具代がかかったとき	医師の診断書、領収書、保険証、口座の分かるもの ※靴型の補装具については、当該装具の写真又は現物の提示が必要です。
海外渡航中に受診したとき (治療目的の渡航は除く)	診療内容の明細書、領収明細書、保険証、 パスポート、口座の分かるもの、印鑑 ※外国語で作成されている場合は、日本語の翻訳文が必要です。渡航前に問い合わせてください。